

「第53回 制度設計専門会合」 中小水力発電4団体 ご説明資料

2020年12月15日

公 営 電 気 事 業 経 営 者 会 議大口自家発電施設者懇話会水力発電委員会全 国 小 水 力 利 用 推 進 協 議 会水 力 発 電 事 業 懇 話 会

内容

1 発電側基本料金について

2 売電料金への転嫁について

3 割引制度について

1 発電側基本料金について

(1) 発電側基本料金は、発電事業者にネットワークコストを意識した事業展開を促すことで、送配電設備費用を抑制し、再生可能エネルギーの主力電源化に向けた系統増強を効率的に行うことを目的としており、中小水力発電4団体としても、その趣旨には賛同いたします。

(2) 制度設計の見直しに当たっては、新規電源開発や既存事業の継続が損なわれないよう、各種電源の特性を踏まえ、公平な課金制度のご検討をお願いいたします。

2 売電料金への転嫁について

(1) 発電事業者と小売電気事業者との協議により、発電側基本料金相当額を売電料金に適切に転嫁できるようガイドラインに具体的に明示し、発電事業者にとって過度な負担とならないようにしていただきたい。

(2) 発電側基本料金導入後は、ガイドラインに基づき適切な転嫁が 行われているかについて、小売電気事業者への監視を徹底して いただきたい。

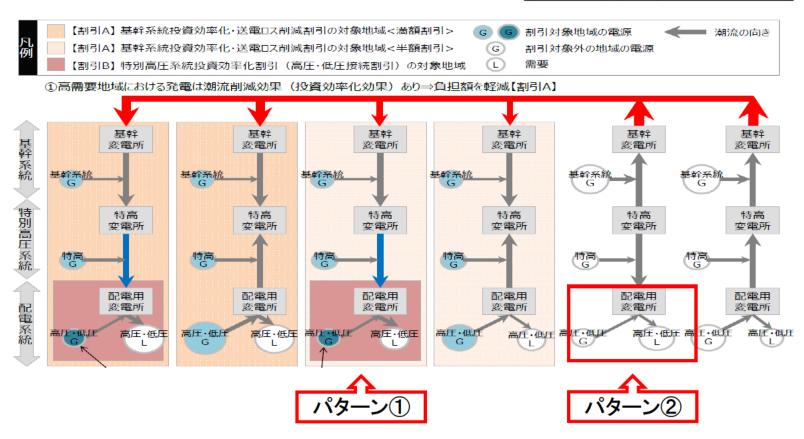
3 割引制度について

(1) 水力発電所は、その特性上、立地場所が山間部に制限され、発電側基本料金の割引対象地域外になる箇所が多い。 このため、発電側基本料金の割引については、水力発電所の立地特性を踏まえた制度にしていただきたい。

(2) 地域での地産地消の取り組みは、再エネ導入拡大において重要であることから、配電系統内で消費される電源については、上位系統の潮流によらず、割引制度の対象となるようにしていただきたい。(参考資料参照)

参考資料

第43回 制度設計専門会合 資料4抜粋



地域での地産地消の取り組みは再エネ導入拡大において重要であり、パターン ②もパターン①と同様に配電系統内で消費される電源については、上位系統の潮 流によらず、【割引B】対象にしていただきたい。